

平泉町告示第 41 号

下記の森林につき、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき告示する。

なお、定めた計画は下記の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 1 日

平泉町長 青木 幸保



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在	林班	小班	面積	経営管理権 の存続期間
R5-1	平泉字南郷 190-1	0023	029	82.48	10 年

2 縦覧場所

- ・平泉町役場農林振興課
- ・平泉町ウェブサイト

(<https://www.town.hiraizumi.iwate.jp/index.cfm/24,10330,123,264,html>)

3 権利の設定

本告示により、平泉町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。